

建築確認申請に関する手数料

種別・規模等		確認申請審査手数料(円)			種別・規模等	省エネ審査手数料(円)	
		構造計算書の添付を 要しないもの	構造計算書の添付を要するもの	計画変更審査手数料		一戸建て住宅	共同住宅または長屋住宅
建築物 (A:床面積 の合計㎡)	A ≦ 30	17,000	18,000	計画変更にかかる部分の 床面積の1／2により算定 (床面積が増加する場合は、 増加する部分の床面積の合計)	A < 200	16,000	27,000
	30 < A ≦ 100	26,000	27,000				
	100 < A ≦ 200	37,000	41,000				
	200 < A ≦ 300	40,000	46,000		200 ≦ A < 300	17,000	40,000
	300 < A ≦ 500	55,000			300 ≦ A < 1,000		
	500 < A ≦ 1,000	96,000			1,000 ≦ A < 2,000		
	1,000 < A ≦ 2,000	150,000			2,000 ≦ A < 5,000		
	2,000 < A ≦ 5,000	240,000			5,000 ≦ A < 10,000		
	5,000 < A ≦ 10,000	300,000			10,000 ≦ A < 25,000		
	10,000 < A ≦ 50,000	470,000			25,000 ≦ A < 50,000		
	50,000 < A	790,000			50,000 ≦ A		
	建築設備 (1件毎)	エレベーター等	27,000		17,000	-	
小荷物専用昇降機		12,000		6,900			
工作物(1件毎)		25,000		16,000			

- ※ 1. 上記の事務手数料は、令和7年4月1日の申請から適用とする。
2. 移転、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更の場合は、その部分にかかる床面積の合計の1/2に該当する審査手数料とする。
3. 構造計算書は、建築基準法施行規則第1条の3表3に定める構造計算書とする。
4. 建築物省エネ法にかかる審査手数料は別途加算とする。(確認申請審査および省エネ審査において、規模の範囲は異なる。)
5. 省エネ審査手数料は、建築物省エネ法第11条第1項または第12条第2項ただし書きの国土交通省令で定める特定建築行為である場合とする。